

平成23年度

第1回 新潟市高齢者虐待防止連絡協議会議事録

日時：平成23年7月22日（金）午後1時30分～3時30分

会場：新潟市役所本館 6階第3委員会室

～ 開 会 ～	
司会 (星 室長)	12名全員と2名のオブザーバーの皆さんに集まって頂きました。これから、平成23年度の第1回の新潟市高齢者虐待防止連絡協議会を開催します。新しい委員の紹介、オブザーバーの紹介、高齢者支援課職員の紹介。
阿部福祉部長 あいさつ	皆さん、お忙しい中ありがとうございます。新しい方、引き続いてお願いする方、お忙しい中とは思いますが、どうぞよろしくお願い致します。高齢化率についてお聞きになっているかとは思いますが、一昨年あたりまでは22%代だったのが去年あたりから23%になって、5年たつと27%になると予想されます。65歳以上の方がこの5年間で、3万人以上増えるという事態になっています。新潟市でも安心して暮らして頂ける政令市として超高齢社会に対応した10年後20年後を見据えて準備を始め「安心政令市本部」を立ち上げました。雇用の面、公共交通の面、環境の面、安全という4つの切り口をもって本部が立ち上がり、来年度の重点施策に対しどのように生かしていけるかということで、若い30代の職員を中心にやっております。今年から虐待のワンストップ窓口と言うことで、準備しておりますが、中央福祉会館の1階に虐待のワンストップサービスと言うことで、利用しやすいように進めております。23年度の予算の説明をさせて頂くのと併せて平成24年度からの介護保険計画の準備も始まっておりますのでそれらについても話して頂きながら今日の会議を進めさせて頂きたいと思っております。今日はどうぞよろしくお願い致します。
事務局 (星室長)	これからの会議の進行は小泉会長よろしく申し上げます。
小泉会長	それでは第1回の高齢者虐待防止連絡協議会を始めます。よろしく申し上げます。次第に従って進めて頂きます。議事としてはその他を含めて5つありますが、最初に平成22年度高齢者虐待新規受付件数等状況についてと平成22年度高齢者虐待防止対策事業案内について一括して説明して頂いて、それから質問をお聞きします。では事務局から説明申し上げます。
事務局 樺沢	それでは、平成22年度の高齢者虐待に関する状況について説明させていただきます。資料1の全体としまして、平成18年度から22年度までの年度ごとでとりまとめたものと平成22年度の各項目の区ごとの状況を掲載させていただいております。 17ページ最後の円グラフ、棒グラフは、統計をとり始めた平成17年

12月から平成22年度末までの虐待ケースの継続件数の内訳で、22年度末現在は247件の虐待対応を行っているという内容になっています。

この統計は、国の調査項目にそって集計し、実際の対応としては、65歳未満の方についても、虐待の疑いがあればもちろん支援しているところですが、統計においては65歳以上を抽出するかたちとなっています。

①の事例提出件数でございますが、平成22年度は150件ということで、平成21年度に比べると2件増加しました。下の③にあります虐待の相談・通報者にあるように日ごろから、介護支援専門員、介護保険事業所職員、警察、民生委員等の関係者のネットワークにより心配のあるケースの相談が増え、虐待の未然防止につながっています。

虐待が疑われる事例として、関係者で情報収集ミーティングを開催し、事実確認を行います。事実確認調査の結果、最終的に虐待と判断した事例件数は106件となっています。虐待の未然防止の視点から関わる中で、今後調査を予定又は検討中のものが3件。虐待の恐れがある等の理由により予防的に関係者で連携して対応している事例は41件となっています。

相談があり関係者が情報収集ミーティングを行う中で、虐待かどうかの判断に至っていないものも44件に含まれてきますが、ケース介入へのタイミング等を検討しながら、虐待に至る前に対応を行っています。

虐待の相談・通報者ですが1番多いのは介護支援専門員・介護保険事業所職員ということで、重複もありますが約55%は現場の福祉関係者からの通報ということで、虐待の疑わしいものについては、気付きの視点を持ち、相談先に相談している状況があります。また、次いで警察からの相談が27件で約17%、家族親族からの相談が18件で約11%を占めています。

事実確認の状況ですが、平成22年度に入ってから事実確認を行ったものを含め151件のうち訪問による事実確認を行ったものが99件となっておりまして全体の65%を占めています。

関係者からの情報収集のみによる事実確認は、49件で全体の46%となっています。相談、通報があり、初期調査や情報収集をしていく事実確認では、ご家族、ご本人の情報をよく把握している介護支援専門員や事業所職員からの相談が多いことから、ご家族や本人へどういった点を確認すべきかを関係機関で検討し、今後の訪問予定も含め関係者からの情報収集から事実確認をしている事例が多くなっています。

虐待の種類については、重複も含め身体的虐待・心理的虐待が全体の7割を超えています。

また、経済的虐待が増加しています。

被虐待者の性別については、女性が全体の8割を超えていて、被虐待者の年齢は70代～80代の方が大半を占めています。

平成22年度は、60代の方が増加しています。

被虐待者の介護認定の有無ですが、認定者が全体の7割を超えています。

介護認定者の内訳ですが要介護1が21,7%次いで要介護2,3が同割合で多くなっています。

被虐待者の認知症の有無については、平成22年度は支援が必要な、認知症日常生活自立度Ⅱの方が介護認定者の約4割を占めています。また、ほぼ自立の認知症日常生活自立度Ⅰの方が24,3%と多くなっています。

虐待者との居住形態についてですが8割以上が虐待者及び虐待者を含む他家族と同居している形態となっています。

世帯構成については、未婚の子と同一世帯が約5割を占め、虐待者の続き柄については息子が4割を占めています。

傾向としては、昨年度と変わらず同居している息子からの虐待が多くなっており、過去5年間で大きな変化はみられませんが、息子の配偶者の割合が低下する一方で、夫が虐待者である割合が徐々に高まりつつあります。

分離の有無についてですが、分離を行った事例が43件と4割を超えています。分離を行った事例の対応については、最初にとった対応として契約による介護保険サービスの利用が多くなっています。また、22年度は自立度の比較的高い人でケアハウスや、別居の家族宅、アパート等へ住居をかえた事例が17件と前年より増えています。

分離していない事例の対応について、重複もありますが、約半数の事例で養護者に対する助言・指導が行われています。次いで、ケアプラン見直しによる介護保険サービス利用によって調整を図った割合が30%を超えています。

権利擁護に関する対応ですが、平成22年度は、成年後見制度利用を開始したケースは2件、また、手続き中が1件となっております。

平成22年度における各区別の内訳については、参考にご覧いただきたいと思えます。統計については以上です。

続きまして資料2を続いて説明させていただきます。

平成22年度の高齢者虐待防止事業ですが、高齢者虐待を発生させないために十分な相談体制の確保と関係者の高齢者虐待の理解を深めること、虐待を受けている高齢者の対応と養護者の方への支援策を対応するという事を目的として取り組みました。

以下大きく分けまして4項目について説明します。まず、1項目ですが、高齢者虐待対応のための体制整備として、要介護施設従事者等による虐待の対応マニュアルを整備いたしました。要介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた件数については0件となっています。

要介護施設従事者等による虐待への対応については平成21年度から検討

に入り、昨年度この協議会の場で、各関係機関への周知の前の段階でご意見をいただき、その後平成22年の12月にマニュアルとして整備しました。

3月11日に、市内の地域密着型サービス事業所、市内の介護保険施設の管理者を対象にマニュアルについての説明を実施しています。

このマニュアルの説明をさせて頂いた目的としましては、各事業所の皆様に對して高齢者虐待の発見の義務ですとか、通報の義務があるということの確認と相談窓口の明確化を目的としています。そして万が一、虐待の疑い相談というのが事業所に対してありました時には調査等への協力をお願いしたいという目的で実施しました。

この施設虐待の対応マニュアルの活用ですがこれを活用していくにあたって新潟県国民保険連合会の苦情処理の調査と虐待対応の調査項目ですとか調査方法についてどういった違いがあるのかというのを明確にして対応しているということとで昨年、この協議会の場でご意見を頂きまして、国保連の方に確認させていただきました。国保連合会では、苦情処理業務の現地調査の中でその申立ての内容に沿って、事実があったかどうかその調査項目を委員会で決定し、確認していくとの事です。こちらのマニュアルにあるような細かい調査項目の内容としては国民保険連合会の方ではあらかじめ定めてはいないということです。

苦情としましては、職員の態度への不満ですとか情報、説明の不足が多くなっているということでした。整備したマニュアルにある細かい項目についても、事業所の方に不明がないように事実確認を行っていくことが目的ですので、可能な限り施設の方、施設の管理者の方に聞き取りを行っていくということになっています。苦情処理でも施設虐待でもそうですけれども事業所への助言ですとか指導の際は、今後事業所での取り組みに生かせる内容であるということが一つと、後その後のサービスの質の向上を目指すために、実施していくものであるということをご共有の目的としています。

今後もマニュアルを活用しながら施設での虐待の未然防止を防ぐために各事業所への周知と研修への参加への積極的な働きかけですとか、虐待がもし認められることがあれば、関係部所と連携しながら慎重に、毅然と対応していきたいと考えています。高齢者虐待対応専門職チームの活用についてですが平成22年度は1件の相談実績となっています。

2項目目の一時保護措置入所状況になっていますが、平成22年度は1件の実績となっています。やむを得ない事由による措置について、特別養護老人ホームへの入所への措置ということで1件の実績ということになっています。

こちら、いずれも虐待対応のケースではないので統計上は数字としては上がっていません。

3項目目ですが、職員に対する研修会の実施状況ということで、高齢者虐待防止職員研修を外部の専門講師に依頼しまして2回実施しています。4項目に

	<p>なりますが、高齢者虐待防止対応検討会の開催ということで、要介護施設従事者等による虐待への対応フローチャートの検討会を2回実施致しました。施設虐待の対応のマニュアル整備ということで進めてきました。</p>
小泉会長	<p>ありがとうございました。今のご説明のあった範囲で質問があったらどうぞ。</p>
佐藤委員	<p>資料1の虐待の相談通報者の所で医療ソーシャルワーカーからの相談が22年度は増えています。医療ソーシャルワーカーに対して市の方では、どのような早期発見の働きかけをしたのかをお聞きしたいのと2ページの所にある事実確認の状況で、昨年の数字を見てみると訪問による事実確認が10%ほど減っています。その10%減というのは市としてはどのように受け止めているのか、お聞きしたいと思います。</p>
事務局 (樺沢)	<p>虐待の相談、通報者の点で、今年度、医療ソーシャルワーカーからの相談の4件は、区と地域包括と保健センターの検討会の中に入って頂いてそこで情報の提供があったという事です。</p> <p>次に事実確認の訪問が今年度減っているということについては、相談通報者の中で、ご本人の状況がよく把握されている介護支援専門員や事業所の職員からの相談が増えており、訪問はすでに行われている中で状況の把握がされていたという事ではないかと思われます。もう一点が別居のご家族の方からのご相談というのも多くなっております。ご家族を交えて関係者間で情報収集が既にされていて事実確認がとれていた為と思われます。以上のような事からこのような数字になったと思われます。</p>
佐藤委員	<p>ありがとうございました。医療ソーシャルワーカーについてお尋ねしたのは、例えば重い脱水症状、こういう症状を繰り返されて総合病院に運ばれる事例というのが以外と多く、そういった事例が医療ソーシャルワーカーさんから通報ではなく、別の形をとってしばらくしてから、包括に入ってくる場合があります。病院のソーシャルワーカーさんへの周知が各包括の努力義務的なもので全市的な動きになってないので、少しそこに力を入れると重篤なケースが早めに見つかるかなと思われます。質問させていただきました。</p>
会長 (小泉委員)	<p>医療ソーシャルワーカーに相談通報者がいるということは、判定会議に参加していらっしゃる方が問題意識を持って通報、相談したということで増えているということですか？</p>
事務局 (樺沢)	<p>主治医の先生からご本人の状況を診て頂いて、虐待の疑いがあるのではないかとということで、医療ソーシャルワーカーさんを通し関係機関に連絡を頂いているというようなケースが多くなっています。</p>
会長 (小泉委員)	<p>ありがとうございます。他にご質問はありますか。</p>
野村委員	<p>歯科医師会の野村です。平成22年度の高齢者虐待に関する新潟市の虐待と判断されたケースの報告について、テレビの地方版のニュースとかあるいは新</p>

	聞の記事に載せられたことがあるのかどうか教えてください。
事務局 (権沢)	各報道機関や放送局への提供というのは過去にしたことはありません。この協議会で出させていただいた統計資料につきましては市のホームページに年度ごとに更新して掲載しています。
会長 (小泉委員)	よろしいでしょうか。
野村委員	市民に対してこれから周知していこうという姿勢は必ずあると思うのですが、テレビとかニュースを見ていて、幼児虐待は非常に目に入ってくるのですが高齢者虐待というケースはほんとに目に入ってくるのが少ないように思います。デリケートな部分なので難しいかもしれないのですが、個々のケースということではなく、新潟市ではこういう状況ですということを報道していくことで少しずつでも、市民の目に触れる機会が多くなるのではないかと思います。ご検討いただければと思います。
会長 (小泉委員)	今のところは検討課題として、お願いします。 宮本さんどうぞ。
宮本オブザーバー	虐待をする方の虐待をする理由が、一体どういった事なのかを教えてくださいのと、もしそこに共通点とか一定の傾向とかあるのであれば、それをなくすために何か対策をとられているのかを教えてくださいと思います。仕事柄、最近では児童虐待が多いのですが、児童相談所のような親御さんの悩みを聞き、ご家族のストレスを和らげるとか、悩みを聞くというようなことをする所があるのか。虐待の兆候をキャッチしてそれから悪化するのを防ぐというより一つ前の段階で防ぐような対策をとられているのかどうかということをお教えいただければと思います。
会長 (小泉委員)	虐待の理由について、把握されているかどうかとその理由を抑えるための対策に対して市が何らかの処置をしているかどうか、その2つをお願いします。
事務局 (権沢)	ご質問いただいた件で、統計資料の中で虐待の種類2ページの中で身体的虐待、心理的虐待というのが大多数を占めているのですが、多いケースが介護者の方の介護疲れの問題、適切なサービスを使っていこうという意思がありながらもなかなか使えない状況がある、まだサービスを使うことに積極的になれない等のご家族の介護疲れのケースが多くなってきています。 それと連動して、経済的虐待が増えてきているということについては、ご本人の年金でご家族の生活が成り立っている場合が多くなってきています。 生活費の部分でご家族がどうしてもご本人の年金で生活せざるを得ない所もありまして、それをご本人に対して十分な介護サービスが使えていないから経済的虐待ととらえるのか、難しい所でもあります。もう一つは、所得、経済的状況の問題です。未然防止に取り組んでいかなくてはいけないという部分ですが、資料2の中でも説明しましたが、関係各機関、支援をする側、検討していく側の職員に対して、虐待と疑われた時からの介入の仕方の研修を実施して

	<p>います。</p> <p>また、各地域包括支援センターの皆様から各ケアマネジャーに対して事例検討会を実施して頂き、支援をする職員のスキルアップという点で、虐待防止に取り組んでいます。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>いいですか。はいどうぞ。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>この統計の中の原因で、例えば経済的理由による虐待という中で地域においては虐待の件数にあがる前段階として、いろんな取り組みがあり、例えば相談を受けて経済的な支援の仕方とか、自己破産に向けた取り組みをしているとか、いろんな形で解消しようという動きがあり、それがいつの時点かで虐待にあがっていくケースと上がらないケースというのは、ものすごい数があると思います。それに対して例えば措置をしたとか、介護保険制度を使った緊急ショートで対応したということなのですが、措置した後に普通の生活に戻すのか、分離したままにするのか、判断をどこにするのかというのは、マニュアル上は19ページに書いてあるように、いろんなメンバーが入って判断するということになっていますが、分離した後に戻すか否かの判断は高度なもので、分離した後の調査の件数や訪問の件数が統計に入っていないので、分離した後どうするかという判断を新潟市として皆さんのような専門職の方たちを置いてないわけですが、そういった必要性はないのかどうか。もう一つ、円満に分離したというのもありますけれども、たぶん過去に強制的に突入した事例というのがあると思うので、そういうケースが数字に出てきてない。私の知っている限り2件あると思うのですが、強制的に立ち入りをして分離させたとか措置をしたという件数は出てないのかどうか、お聞きしたいと思うのですが。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>では一つ目。分離する判定会議で分離後の状況把握についての経緯が、把握しているのかということ、そこら辺を踏まえたうえで、実際に先程出てきたような原因、調査というところに関わってくるのではないかと。其れからもう一つは、立入りの問題として、強制的に分離をさせるために分離をさせた事例。そういったものの把握がありますかということです。お願いします。</p>
<p>事務局 (樺沢)</p>	<p>ご質問いただいた件で、分離をした後の状況把握についてですが、分離をして、それが終わりではないというのは、もちろん虐待の関係者間での共通認識をしています。措置をする、又は緊急一時保護を行った後に、ケース検討していきますが、ご家族との分離というのは、在宅には戻る可能性は少ないという判断をした上で分離をします。ご本人の今の状況、ご家族の今のご意向があって個別で話をして支援をすすめ、住居を変えて介護サービスを利用していくのか、在宅には戻らないで入所等といった状況が良いか判断をしています。その状況、経過については常々、記録の中で検討内容を把握しています。</p> <p>どうして虐待がおこってしまったのかという原因についてですが、ご家族やご本人から、お話を伺わなければ解決に至らないわけなので、養護者支援の方、</p>

	<p>関係者の方で力を入れて対応している状況があります。その際は、高齢者虐待の支援チームだけではなくて、司法の方、弁護士さんの方、専門職チームとか、関係機関の協力、お知恵を借りながら、進めています。それを対応状況として報告していくというのも検討していかなくてはいけないと思っています。</p> <p>立入調査の件ですが、虐待統計の項目として立入調査をしたかどうかどうにかについては、過去に事実確認状況の項目で立ち入り調査により事実確認を行ったというケースはありました。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>いいですか。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>分離した後の、今の取り組みについてお伺いしましたが、たとえばアメリカとかですと、シェルターに入り完全に隔離をして当事者、相手に対する事情聴取を非常にきめ細かくされて、そこから原因とか、この高齢者虐待防止法は当然虐待を受ける側と及ぼす側、両方保護する法律ですから、その人の次の住みかをどうするかというのももちろんですが、虐待をした側のケアというのも相当重要な、そこが経済的な理由とか心理的ストレス、介護疲れ、いろんな部分が出てくるかと思うのですが、それを後で地域包括支援センターを中心にしてフォローする体制というのは、それはそれで十分いいのですが、原因をきちんと分析しないと繰り返されるといえるか、その当事者はもちろんですが、これが虐待防止という政策の中で予防にもつながっていくと思いますので、ある程度権限を持ちながら調査をするということも、防止と分離とその後の調査と結果という一連の流れが、一番重要な部分だと思うので今後も検討して頂ければありがたいと思います。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>じゃあそれも検討課題ということで。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>宮本さんの質問の中にありました、原因をどのようにみて予防策をどのように展開しているかということについて、地域包括の方で取り組んでいる部分でお話をしたいと思います。確かこの委員会の第一回目の時に岡田先生から原因というところで認知症のケアの問題が絡んでいるというご指摘があって、なるほどと思いました。認知症サポーター養成講座を市で取り組んでおりますが、市が始める前年度から、認知症が原因での虐待に至るケースが多いと分析をしまして、サポーター養成講座を虐待予防の観点からやらせていただいております。社会福祉協議会さんと協同で今年は子供向けにも展開する取り組みもしています。それから、高橋委員の方からご意見があった専門的な機関が必要じゃないかということですが、それは切実に欲しいなというふうに思っているところです。ジャッジメントに関する部分にも専門機関の介入が必要だと思っています。未然に防ぐ意味でもそうした機関が必要だと思っています。もう一つは、やむを得ない措置が全くなかった。これについては、現場としても措置をしてくださいと何度となく言った事例がございますが、契約で話をまとめて下さい</p>



	<p>と言われるので契約でいける先を何度も足を運び或いは電話で連絡をしながら、現場で探している実態があり、契約による介護保険サービスの利用がこれだけ伸びていて、やむ処置が全然ないということになっているのだと思います。各区で判断の相違が生じているなどの現状から、どういう意味で措置ができないのか、虐待の有無の判断について現場のものにもわかるようなガイドラインのようなものを作って頂きたいですし、成年後見に関する市長申立についても親族を探してもらわなければならないという状況がありますので、市長申立てに関してもガイドラインのようなものを作って頂く必要があると思っています、例えば権利擁護センターのような所を作って頂いてそこで手がけていく時期にきているのではないかと考えています。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>答えられるところの範囲で結構ですけれども、一つ目の虐待なのか、その前段階なのかということ、区レベル等で判断する場合に、その専門的な機関としての利用というか、制度を設けてほしいというのが一つ。二つ目は、やむ処置についての判断が各区等でバラバラな適応状態があるという現状があるわけなので、ガイドラインの作成ということを検討することができるかどうか、それと成年後見制度についての市長村長申立、これについて費用等の問題もあるのでしょうか、ある程度明確になるような客観的な基準ができないのでしょうか。の3つ。答えられる範囲でどうぞ。</p>
<p>事務局 (星)</p>	<p>一つ目のどこで虐待と判断するかということですが、区の方では相談を受け付ける段階で、受付の基準のレベルが若干違うところがあります。今回は23年度の次の議事の方にありますが、虐待のマニュアルの見直しを今年やっていきたいと思っています。その虐待か虐待でないかという判断はあくまでも関わりがあったメンバーが集まって判定会を開いて判断することなので、そこまでいく過程をどうやったらうまくつなげるかについては、今回マニュアルの中で検討していきたいと思っています。あと、専門的な機関ということで、これはもうちょっと考えさせていただきたいと思っています。今は私たちの高齢者支援課があって、区役所の担当があって、地域包括支援センターがある。ここが虐待の窓口として動いていて対応する部所ということで、3段階のしくみで動いています。これをもう一つ専門的な機関を作るというのは、まだ検討させていただきたいというところでありまして。あと、やむ措置等のガイドライン、これについては具体的には、やむ措置についての要綱はあっても、どの程度であれば要綱に該当するかというのを現場で、はっきりさせて頂きたいということだと思いますが、その辺のガイドラインというのはまだ今の所ははっきりしていないということです。</p>
<p>会長 (小泉)</p>	<p>作る予定は？</p>
<p>事務局 (星)</p>	<p>そこもちょっと、考えさせて下さい。やむ措置は最後の最後の手法だと思っています。介護保険サービスが使えるのであれば、対応して頂きたいということ</p>

	<p>で、ずっと今まできていて、新潟市の場合は、やむ措置までいく段階の前で、対応ができていますと判断しております。これが介護保険サービスにつながらないような場合は、やむ措置ということも真剣に考えていく必要があるかと思っています。あと、成年後見の市長申立てについては、要綱も変えて、若干使いやすくなったかと思っていますが、市として支援する制度ですので、それぞれのケースで相談していただきたいと思っています。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>佐藤委員から、虐待というふうに判断するかどうかということについて、区レベル、見解が違う場合に、最終的に誰が判断してもらえるのでしょうかという疑問が含まれていると思いますがどうでしょうか。</p>
<p>事務局 (星)</p>	<p>虐待の判断というところですね。それは虐待の判定会議というところで、市、通報者、その他の関係者が集まって行っています。判断がつかない場合は、専門職チームの助言を借りていきたいと考えています。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>先程マニュアルの改訂のお話ですとか、専門機関のお話であるとか、それについても現場の声を吸い上げながら形作って頂きたいというお願いがあります。やむ措置に関しても、現場での状況判断と市の適切な権限行使の判断で見解の違いもありますので、私は一包括の立場で出席しておりますが、27包括ございますので、関係等で把握するのでもいいですし、意見交換会を開いていただくのも結構なのですが、適切に市の権限を使っていかなければいけないと思いますので、ご検討頂ければと思います。</p>
<p>岩橋委員</p>	<p>平成18年度に提出件数が134件、虐待と判断されたのが132件で、虐待でない判断したのが2件です。ところが22年度になりますと、虐待でない判断されたのが44件もあります。これは基準か、何かが変わったのか、それとも未然に防ぐということで、小さなことでもあげたことでこうなったのか、どういった現状があるか聞かせて頂きたいと思っています。</p>
<p>事務局 (樺沢)</p>	<p>比較でみて頂きますと、22年度、21年度と虐待として判断がついていないケースの件数が多くなってきています。岩橋委員がおっしゃる通りに、虐待の未然防止という点で、予防的な視点で各関係者が持っていただき、包括支援センターや区に相談をあげて頂く件数が増えたことで、こちらの数字に表れてきております。現時点では虐待と判断しきれないけれども、予防的に関わっていかなくてはならないというケースが、年々増えてきていると把握しています。</p>
<p>岩橋委員</p>	<p>介護支援専門員とか訪問介護のような介護保険の事業所からの申し出が大変多いということなので、このあたりのところでも、虐待基準をある程度、明示して頂いて、その上に立って申し出ということができるようにしてもらわないとケアマネジャーによって、或いは介護保険事業者によって感じ方の違いが出てくると思いますので早急に決めて頂きたいと思っています。</p>
<p>三国委員</p>	<p>市の老人福祉施設連絡協議会の会長の三国であります。これ掘り出したらきりないくらいいっぱいあるのですが、埋もれているのです。この前も家庭裁判所に相談に行きました。せっかく防止法ができていますから、この事を全</p>

	<p>然わからない方もいます。何のためにできたのだろう。一般の方もわかりません。そこでさっき野村先生がおっしゃったように報道に軽く PR して、みんなに周知徹底せしめるということも必要だと感じています。行政としては法律の中身をもうちょっと掘り下げるといような形で何か手はないかと、要望しておきます。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>他、質問ありますか。</p>
<p>藤塚委員</p>	<p>はい。新潟市の居宅連絡会の藤塚と申します。先程佐藤委員の質問と関連しているのですが、緊急保護施設の1件あったケースと、一時入所のケースで高齢者虐待対応ケースでない為計上されてないということですが、高齢者虐待等の等の意味をどうとらえられているのか確認したいということと、今後の要望なのですが、統計を見ると、4ページの方に、要支援1, 2の方の件数の増加ですとか後は5ページの上段の方では認知症の方のほぼ自立, I ランクの方もケースに上がってきているということで、従来は介護負担で虐待になってしまったことが、変わってきているのかという印象をうけました。我々はケアマネジャーの事業所で主には介護度の高い方のケアプランを立てていくので、重度の方のケースであれば、発見することができますが、軽い方、元気な方が増えてくると包括さんの負担が大きくなり、地域での見守りネットワークがしっかりしてこないと埋もれてしまい、発見されないことも出てくるのではないかと感じたので PR を来年度以降さらにしていくことが課題になっていくと感じました。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>介護負担の発見をしていくということとはご意見として。一つ目の虐待、高齢者虐待等として若干広げているわけですが、ここに含める含めない判断基準というところをどういうところで持っているのか。</p>
<p>事務局 (樺沢)</p>	<p>ご質問して頂いた件で、緊急一時保護ですとか、措置入所ショートステイの中で、虐待対応ケースでないためということで統計上は上がっていませんが、虐待が疑われる等の困難ケースで扱っているケースというのは、統計上の事例提出件数以外にも、もちろんございます。</p> <p>それにはどういった基準があるのかという事ですが、お手元にありますマニュアルの中で、そもそも虐待というのは、どういうものかという定義が1ページ上にあります。そこを確認して頂き、後、6ページにありますリスクアセスメントシートというところを関係者間で確認をとりながら進めていきます。どういったところに危険性があるかというところを確認しながら虐待でない判断されたケースでも困難ケースとして関わっていくように取り組みをします。</p> <p>実際には支援困難ケースとしては、先程の経済的虐待ではないですけれどもご本人が承諾をした上でご家族がご本人の年金を使われて生活している場合、支援者側からみると介護が十分ではないからサービスを受ける必要があるの</p>

	<p>ではないかと思われませんが、ご本人も承知の上で年金を使われている、そういう場合については困難ケースとして関わっているというような状況がありまして、虐待の疑いはもちろんあるというケースでとらえて支援している状況があります。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>じゃあ最後。次のほうに入ります。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>契約による介護保険の利用が増えたとその他のケースも増えている表れとして先程、ケアマネジャーの方とかが虐待事例で分離という時には、ほんとに一生懸命施設を探して、お願いをして利用させていただくと。たぶんその時には予約していたショートステイのどなたかが、キャンセルするとか行きませんとかいろいろ施設としても御苦勞をして頂きながらやっているのが現状だと思うのです。その中で当然件数が増えて、150何件あって、100件で100件の虐待事例というのはさほど増えていない、例年並みくらいの形になるとすると、ケアマネさん等の努力で施設に緊急的に契約でお願いするというのは限界にきているのではないかということで、施設は定期的に増えてはいますが、虐待事例も増えればそれだけ対応できる範囲も少なくなるということで、定数外で入って頂くというやむ措置のようなケースが、増えてないというのは、バランスが悪いかと見受けられます。緊急養護が一施設でいいのかということも含めて、現場の措置をするときのケアマネジャーとか包括、施設の負担を軽減する配慮を今後お願いができれば現場の職員は非常にありがたいと思います。</p>
<p>会長 (小泉委員)</p>	<p>課題ということで。後で時間があつた時にしましょう。議題3の平成23年度高齢者虐待関係予算取り組み状況について、説明してもらえますか。</p>
<p>事務局 (星野)</p>	<p>それでは平成23年度高齢者虐待関係予算及び取り組み内容について資料3をご覧ください。1の事業目標ですが、従来の継続という形にはなりますが、各区健康福祉課を中心としまして地域包括支援センター、地域保健福祉センター、健康福祉課の地域担当保健師による相談体制の充実と地域の関係者の理解を深めていくということで虐待の防止と養護者の支援を引き続き進めてまいります。次に2の取り組み内容と予算の内訳についてですが、予算総額は5228千円となっております以下各取り組み別の金額は記載の通りです。取り組みについては、次の7項目をあげています。</p> <p>1点目としまして、連絡協議会の開催、本日の協議会になりますが継続して開催させていただきまして、関係者の連携協力体制などの検討をお願いしているところです。</p> <p>2点目が、相談員の専任職員、社会福祉士1名を配置しております。実際の相談支援については区の方で、関係者と実践しておりますが、その中で相談を一緒に検討し、多くの事例がこちらの方に集約されますので、客観的にみての課題整理をすすめたいと思います。</p> <p>3点目は緊急保護施設1床の確保になります。高齢者虐待のための緊急、高</p>

リスクで分離という場合に対応するわけですが年間通して1床を確保しています。

4点目が老人福祉法によるやむを得ない事由による措置です。特養の入所、ショートステイ、グループホームの入居などの措置対応を行います。これについては先程からご意見が出ておりますので、今後の検討の内容になるかと思えます。実践については引き続き継続となります。

5点目についてはパンフレットマニュアル作成についてということで、パンフレットを通じての一般市民への啓発活動を進めていきます。これについても先程ご意見がありましたが、これだけに限らずいろいろなPRの方法を考えていきたいと思えます。在宅高齢者の虐待マニュアルの見直しということで、これも先程いろいろご意見ありましたが、お手元の平成19年度に作成したマニュアルについて、今年或いは今後も継続して検討していきたいと思えます。検討会の内容としましてはお手元のマニュアル、先程から出ていましたが、4ページに対応のフローチャートを集約していきまして、5ページ以降にいろいろ説明を加えています。この内容については、平成19年度この冊子を作りましてから、現場の方で実践をしてきましたので、再点検をしながら見なおし、必要があれば修正を加えていきたいと思っています。

検討会のメンバーということで日頃連携しています区の健康福祉課高齢介護係、地域保健福祉センター、もちろん地域包括支援センターの方々にも参加して頂いて、実際の声を反映させながら、見直しを行っていくということで考えています。

続いて6点目については、虐待対応についての体制整備、ネットワーク構築への取り組みを推進します。各地域包括支援センターの方で、生活圈域ごとにケア会議を開催して頂いていますし、区単位での高齢者ケア会議があります。こういった開催を通じまして、地域支援の関係者のネットワークの構築を進めていくことで、支援体制が充実するように取り組んでいます。そういった支援体制の充実ということが、高齢者の虐待対応、或いは早期発見にもつながると思えますので、引き続き取り組んでいきたいと思えます。認知症サポーター養成講座の開催を継続していきたいと思えます。認知症の方と家族に対する理解と声かけができる方を増やしていくという取り組みになります。

そして、高齢者虐待対応専門職チームの活用ということでは、各区単位で、チームを組んで対応しておりますけれどもチームを活用しながら支援能力を発揮していくように努めていきたいと思えます。

最後に7点目としまして、虐待を発生させないための関係職員の研修の充実。これは毎年継続して、実施していますが、高齢者虐待防止及び支援の中心となる関係職員を対象としまして、研修を行います。対象は、先程の検討会と同じメンバーになりますが、区の担当者、地域包括支援センター、地域保健福祉センターの職員を対象としまして、一つとしては、対人援助などの知識を学

	<p>ぶ講義形式的な研修,そして事例検討を通じての実際の支援方法を学ぶ研修と中身を別にしまして,2回開催していこうと予定しております。先程の頂いたご意見も念頭に置きながら取り組んでまいりたいと思います。</p>
<p>会長 (小泉)</p>	<p>続いて第5期新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について。</p>
<p>事務局 (樺沢)</p>	<p>第5期新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてですが,高齢者の安心,安全な暮らしの実現に向けて,高齢者虐待の防止の推進を継続していくために第4期の計画を引きつぎながら以下のように進めていきたいと考えています。</p> <p>1項目ですけれども第4期計画においての高齢者虐待防止対策の目標と推進内容についての確認です。以下の3点を目標にして,平成21年度から平成23年度の3年間の第4期計画の中で取り組みを進めてきました。具体的な内容については資料2にもありますが,年度ごとの実施事業内容として,協議会の場で報告させてもらっているとおりです。目標としては以下(1)から(3)までになっています。2項目目としまして,事業に取り組む中での現状と課題について整理しました。以下主な5点を課題として,上げています。</p> <p>まず虐待を受けた高齢者の7割程度に日常生活に支障をきたし始める認知症の症状がみられたことから,介護する心身の疲労が原因となることが考えられますので,介護者の支援の充実が必要だと考えています。虐待の早期発見,早期対応を行うために,より一層関係者との連携協力体制の構築を今後も図ることが求められると考えられます。</p> <p>そして,支援する側の専門性を深めるために,また適切なケアができるように,職員に対する研修にも積極的に取り組んでいく必要があると考えています。平行して支援する専門的人材の確保としまして,要介護従事者に対する虐待の対応マニュアルを活用しながらサービス提供事業所での虐待防止に努めることも課題となってきています。こうした現状を踏まえまして,第4期に引き続き関係機関と連携をしながら高齢者虐待に努め,適切かつ迅速に介入するための支援体制整備を進めていきたいと考えています。</p> <p>第5期の計画では次のような方向性で,具体的な取り組みを考えています。項目としては4点上げております。</p> <p>まず拡充の部分ですが,(1)の相談窓口の整備としまして,ワンストップサービスとしての地域包括支援センターと区役所などの相談機関への市民,事業所の方などが気軽に相談できる環境を整えまして,医療機関,警察,民生委員さんなどの関係機関と連携強化を進めていきたいと思っています。そして(2)として,高齢者虐待予防の啓発という点で,高齢者虐待の理解を深めるために,パンフレット等も啓発活動を継続しまして,相談機関また介護サービス事業所の職員に対して,虐待に対する対応力,専門性の一層の向上を図る研修に積極的に取り組んでいきたいと思っています。</p>

	<p>(3)の高齢者及び養護者への支援というところですが、専門職チームを活用しながら、個々のケースへ関係者で役割分担をしつつ、養護者への支援も含めて早期対応に努めたいと思います。</p> <p>対応にあたる中で、支援の流れの原則となっております高齢者虐待マニュアルを見直しながら、より適切な対応支援ができるように、今日ご意見いただいた中のものも含めて、検討して整備をしていきたいと思っています。</p> <p>緊急時の対応としては、一時保護のための居室確保を継続していきたいと思っています。</p> <p>最後の(4)になりますが、要介護施設従事者等による虐待防止の取り組みといたしまして、施設虐待対応のマニュアルを活用としまして、サービス利用者一人一人の人格を尊重したケアが行われるように、取り組みを進めていきたいと思っています。以上4点の方向性で今年度検討を進めまして、第5期の計画を策定していく方針です。以上です。</p>
会長 (小泉)	はい。ありがとうございます。今ほどの第5期の介護保険事業計画についての質問。よろしいですか。その他について事務局はありますか。
事務局 (星)	ございません。
松島委員	新潟民生委員、児童委員協議会連合会の松島です。私たち民生委員としてできることは、専門的フォローはできませんけれども、一番地域に根差した、一番地域の方と接触が深くよくわかる方ではないかと思っています。それで、私たちの民児協でも高齢者虐待の事例がないかと聞いてみたのですが、あまりそういうのはないという声を聞きました。1人暮らしの訪問は頻繁にあつてその状況はよくわかるのですけれども、やはり虐待となると家族か誰かいるので、見守りもよくしていないという状況です。それでひとつお願いなのですが、地域包括か行政の方が民児協の定例会に定期的というか、度々でなくてもいいのですが、こういう事例があるので、その事例について、教えてもらうとか、定例会に来てお話をしてもらおうと民生委員もスキルアップして早期発見などに関心を持ってつながるのではないかと思いますので、お願いしたいと思います。
会長 (小泉)	その連携のパイプ役は市でやってくれるのですか。
松島委員	温度差があつて、非常に地域包括や行政が毎回出ているところもあると思うのですけれども、まだまだ他の所ではないように思います。地域包括の方もたまには出向いて下さるのですが、話はあまりして下さらないので、そういうことについて話して頂ければ、民協の方も少しスキルアップできるのではないかと思います。
事務局 (星)	ありがとうございます。私たちも民生委員さんと一緒になって、地域の支え合いというところで、虐待に限らずいろんなところで協力いただきたいと思います。

	います。本庁がいけるか、区がいけるか、包括がいけるかというのはそれぞれの特性があると思いますのでご相談頂ければ、積極的に行きたいと感じていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
松島委員	よろしくお願ひいたします。
岡田委員	今日は遅れてきて申し訳ありませんでした。専任の職員の方を社会福祉士の方1名を配置されるということですが、その方が第5期の計画の相談窓口の整備に関与すると考えてよろしいでしょうか。相談窓口として、その社会福祉士の方に直接ご相談できるようなシステムになっているのかどうか。そしてその専任社会福祉士の方が、普段どこに常駐されているのか。聞きのがした点があったら申し訳ないのですが教えて下さい。
事務局 (星)	はい。この第5期の専門窓口の設置ということですが、これは部長の挨拶にもございまして、市の社会福祉協議会の方で、高齢者の相談コーナーというのが計画されています。そこで窓口を広げて、その中で虐待のケースがあった場合は、この支援室の方に連絡が入る体制を作っていきたいと考えていますし、社会福祉士の1名は地域支援室に常駐しています。そこでいろんな相談を受けて対応しているということで、区などに出る場合はこの福祉士だけではなくて、支援室として対応していきたいと考えています。
石塚委員	東警察の石塚といいます。一点確認したいのですが、先程から出ています緊急一時入所ですが、緊急保護施設の入所に際しまして、連休中や年末年始、夜間の連絡窓口はあるのでしょうか。
事務局 (樺沢)	緊急窓口につきましては、24時間対応ということで、地域包括支援センターの職員さんの方につながるような対応をとっておりますし緊急連絡先として各区役所の担当者と地域支援室で周知をしているところです。緊急時の一時保護、時間外、休日、夜間等の緊急保護があった場合には、緊急連絡先の職員と連絡を取り合っただけで対応していくようにしています。
会長 (小泉)	人権擁護課、何かありませんか。
新田委員	私ども相談の中で、高齢者の方に対する虐待ということで相談を受けまして、担当の各市町村の窓口の方と連携して対応したケースが昨年度ありました。家族の方、お孫さんが高齢者に対して熱湯をかけたとか、物をぶつけたりするということで、やはりそういう支援を求めたというケースで分離をするということで対応し、その方の安全を確保したという事例もありました。
宮本オブザーバー	介護者への支援ということで、具体的にはどういったことをされるのかということと、あとこれまで、介護者の方へ介護者の支援をされてこういったことをすると、効果があったという事があれば教えていただきたいと思ひます。
会長 (小泉)	結構件数あると思うので、代表的な例で答えてもらえますか。
事務局	介護者への支援というところですが、介護者の方が今までどこにも相談がで



<p>(樺沢)</p>	<p>きずにいたというような、ケアマネジャーにもなかなか言えない状況があった時に、第三者として区の職員ですとか、地域包括支援センター職員、地域保健福祉センターの職員でお話を聞き、直接、地域支援室の方にもご相談いただいています。今一番悩まれているところは何なのかというのをまずはゆっくりお話をお聞きするのが、介護者支援になってくると考えています。相談窓口は、養護者の方への支援の窓口でもあるということで、整備を進めていきたいと考えています。</p>
<p>福島オブザーバー</p>	<p>こころの健康センターでは、複雑困難な相談でありますとか、専門的相談、精神保健に関する相談を受け付けるということになっております。もちろん区でも対応しているのでございますけれども困難なケースとかありましたら、私どもの方にご相談頂ければと思います。よろしく願いいたします。</p>
<p>会長 (小泉)</p>	<p>ありがとうございます。それでは皆さん一言ずつはお話になりましたので、よろしいですか。それでは、平成23年度の第1回新潟市高齢者虐待防止連絡協議会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。</p>